『住民と自治』(通巻677号)9月号付録　2019 年9月1日発行　自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所　所報　第200号
〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ﾎﾟﾗｰﾉ･どんぐり 103 号　TEL/FAX 0282(83)5060
メール：support@tochigi-jichiken.jp　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://tochigi-jichiken.jp
郵便振替　00170-7-251641　とちぎ地域・自治研究所

○ 創刊 200 号を迎えて　太田　正 ---------- 1
○ 第 61 回自治体学校 in 静岡に参加して　天谷美恵子、原 千鶴 ---------- 2
○「いのちの平等」実現のために国保に１兆円の公費負担増を　天谷静雄 ---------- 5
○ 霞ヶ浦導水差止裁判―漁業権侵害裁判の 10 年間　石島久男 ---------- 6
○ 介護福祉職員の処遇改善を目指して　佐々木剛 ---------- 7
○ 過疎の進展と都市計画法　大島政雄 ---------- 10

種子法の復活を

創刊 200 号を迎えて

とちぎ地域・自治研究所 理事長　太 田　正

とちぎ地域・自治研究所の所報『とちぎの地域と自治』は、本号をもって創刊から 200 号を迎えることになりました。これも多くの方々に読者となって支え続けていただいた賜物であり、研究所を代表して深く感謝申し上げます。また、１号も絶やすことなく所報を読者と地域に届けることができたのは、事務局の並々ならぬ努力によるものとして、その労をねぎらいたいと思います。

研究所は、憲法を守り暮らしの中に生かすとともに、住民自治に基づく地域・自治体づくりを目指して活動を続けてきました。そうした創刊から今日までの約 17 年間において、とちぎの地域と自治は大きな変化と多くの試練に直面してきました。たとえば、財政の効率化を狙いとした平成の大合併によって、県内の市町村数は 49 から 25 となり県内から村が消え、その一方で関東最大・全国 3 位の面積を有する巨大自治体が誕生しましたが、周辺部の人口減少は止まるどころか却って加速し、住民サービスの低下が懸念される事態となっています。

全国的にも多くの問題が噴出し、平成の大合併は幕を閉じることになりましたが、その後にあだ花のように出てきたのが消滅自治体論でした。これにより自治体の危機感を煽りながら国主導で進められたのが地

方創生事業です。しかし、これも金太郎飴のような「総合戦略」が全国で作られましたが、期待されるような成果を生むことなく東京一極集中が続き、地方の疲弊はますます深刻化し、作成を請け負った首都圏のコンサルタントだけが潤う結果となりました。

そして現在、地域と自治の前に立ちはだかろうとしているのが、市町村合併に替わる新たな自治体再編と行政効率化の動きです。それが規模の大きな都市を中心とする「圏域マネジメント」の制度化と、半数の公務員で運営する「スマート自治体」の具体化です。規模の大きな都市に財政を重点的に投入し、小規模市町村をそこに依存させ、さらに自治体行政をAI・ロボット化することで、経済的成長と財政効率化を同時達成していこうとするものです。消費税増税や医療・福祉の削減もこのような流れの中に位置づけられます。

こうした動向により、地方分権改革は大きく後退させられようとしていますが、この流れに歯止めを掛けていくには住民自治の実践的な拡充以外にはありません。投票率の回復と議会の活性化をはじめとして、住民の参加民主主義による行政運営と地域づくりが今こそ問われています。とちぎ地域・自治研究所は、そのために求められる住民主体の地域シンクタンクとして活動を展開するとともに、所報を継続的に刊行し地域に役立つ情報を発信し続けます。

第61回自治体学校in静岡（7月27日～29日）は、全国から900名を超える参加があり、とちぎ研究所からは4月の一斉地方選で当選した新人議員など16名が参加しました。初日の全体会は3つの特別発言と岡田知弘自治体問題研究所理事長の記念講演、2日目は15の分科会・講座・現地分科会、3日目は西原茂樹初代牧之原市長の特別講演と盛りだくさんのメニューを学んできました。初日終了後は、恒例の栃木の参加者による交流会、海の幸や真っ黒な静岡おでんを味わいながら交流しました。宇都宮市の新人議員のお二人から報告をしていただきました。

第61回自治体学校in静岡に参加して

天谷 美恵子（宇都宮市議会議員）

自治体学校に初めて参加させていただいた。

特別発言

特別発言の中では**「日本一小さな村から自治を発信する」**と題した高知県大川村の和田知士村長のお話が印象的だった。人口400人を維持しようというわかりやすい振興計画が村民みんなに支持されたからだと理解した。基本理念に従って産業振興・生活支援・観光交流の3つの部会を設置し取り組みを推進していったことなど小さな自治体だからこそまとまることができたと思う。

その中でも村長のリーダーシップがあったからこそ、村民がいきいきと村をささえているのだろうと訪ねてみたくなった。

記念講演「憲法と自治のチカラが地域の未来をひらく」

岡田知弘京都橘大学教授の記念講演は宇都宮にピッタリな内容だと思った。まさに宇都宮市では公共サービスの産業化政策・スマート自治体づくりを本格化させようとしているからだ。しかし岡田先生の講演をきけば聞くほど問題が山積みであると思った。

＊未成熟なＡＩやＩＣＴ技術、基本的人権の基礎要件である個人情報の保護を保障することなく、ＡＩ等による「経済成長」を優先。

＊ＡＩでは公務労働を代替できない。コミュニケーションを基本とする公務労働は、ＡＩが不得意な分野である。とりわけ災害現場。

＊非正規雇用を会計年度任用職員によって削減、これを包括委託契約に出すとともに場合によってはフリーランスを活用できる仕組みに。

＊日本は人口千人当たり公務員数が先進国中最低の36・７人。

＊「公共性」「公務労働」「地方自治体」をめぐる根本的な問い直しが必要である。何よりも、住民自治、主権者としての住民の存在に対する根本的な視点が欠落。あくまでもはやりの「生産性」視点から、資本蓄積の一環として公共サービス、地方公共団体の「経営資源」を活用する意図が露骨にでている。

「地域が豊かになる」とは、住民ひとり一人の生活が維持され、向上することである。グローバリズムの中で「経済性」（短期的な金儲けの追求）と「人間性」（命と人間らしい暮らしの尊重）の対立が広がる→主体的な運動こそが解決の道をつくりだす。大災害の時代に入る中で、足元から住民の命を守り、人間らしい暮らしを再生・維持する持続可能な地域づくりが求められている時代に。

沖縄、岩手、新潟県では地域ごとに焦点の課題を中心にした対抗軸の形成。足元の地域を知り、科学的に将来を見通せる学習・調査・研究・政策活動が必要不可欠であると結ばれた。勉強すべきことが山のように見つかった。

分科会「自治体財政のしくみと課題」

＊地方財政は国の「分権改革」から「地方創生」政策へと転換のたびに翻弄されてきた。地方自治体は交付税との関係でどうしても国のいいなりになりがち。

＊地方行政サービスの見直し・・民間委託・指定管理者制度導入・庶務業務の集約・情報システムクラウド化

＊地方創生総合戦略、補正予算で地方創生先行型交付金（あるいは地方創生加速化交付金)、内閣府が所轄

＊地方自治体の財政を確立するために、地方交付税配分決定の民主化・地方における会計制度の改革と情報公開の徹底・市民参加の促進、財政民主主義の徹底

＊自治体財政分析のすすめ

＊フロアーからの発言で大阪守口市では市民の有志で「守口・財政を学ぶ会」をたちあげ勉強会の中から「守口市民　財政白書」を発刊したとの報告があった。市民の目線で市の財政について学び伝えるというすばらしい活動に感動してつい白書も購入してしまった。

特別講演「対話による協働のまちづくり」初代牧之原市長　西原茂樹先生

市長のマニフェストがまずユニークだと感じた。「牧之原市から国を変える」。市民参加と協働を推進し多くの市民が環境、教育、福祉の問題などに関心を寄せ参加が広まっていった。試行期→育成・実践期→協働バージョンアップ期と進み、ついに牧之

原自治基本条例を策定するに至った。平成23 年３月 11 日の東日本大震災発生により津波防災まちづくり計画についても職員＋市民でつくることが基本だったところがすばらしいと感じた。その後原発についても学習会を重ね浜岡原発については市議会として「永久停止」の決議を可決するに至った。

「生命や財産の危険に係るものは、国に委ねるのではなくそこに住んでいるものが意思表示する責任がある。」「現在の牧之原市の判断と、国及び周辺の判断が異なる場合は自治基本条例に基づき市民投票によって確認する」なんてすばらしい自治基本条例であろうか・・。自分たちのことは住民自身が決めていく　この当たり前のことが日本中どこでもできればよいのに・・と感動して帰路についた。

第 61 回自治体学校 in 静岡レポート

原　千 鶴（宇都宮市議会議員）

特別発言　県民投票が示したもの、問いかけるもの

安里　長従さん「『辺野古』県民投票の会」元副代表

２月に行われた沖縄県の県民投票についての報告。

辺野古新基地の賛否について沖縄の民意をシングル・イシューできちんと示す必要があり、結果も予想通り反対がより明確になった。しかし政府は「基地建設を進める」との姿勢を崩していない。

新聞等では「問われているのは日本の民主主義だ」、「すべての国民が真剣に考えなくてはならない」と本土の一人ひとりの責任を問う議論も出てきているが、まだその段階である。

その一歩先に進むためには、それぞれの議会で「辺野古新基地の中止、普天間基地の県外・国外移転についての国民的議論による決断をおこなうこと。そして民主主義および憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう公正で民主的な手続きにより解決すべき」という「新しい提案」実行委員会からの意見書採択を求める陳情を採択し、国民の声として大きな波をつくっていくことが必要である。

記念講演　憲法と自治のチカラが地域の未来を切りひらく

岡田　知弘さん　（京都橘大学教授、京都大学名誉教授）

２０１４年から始まった「地方創生」政策は市町村合併も地域開発政策も行き詰まっており、「東京一極集中に歯止めがかかるような状況とはなっていない」という中間報告書も出されている。しかし政府や経済界は「Society5.0」を推進するとして、「スマートシティ」モデル事業などもスタートさせている。

宇都宮市も名乗りを上げ、率先してモデルシティづくりをしようとしている。しかし、地方自治体の最大のミッションは「住民福祉の向上」であり、宇都宮の向かっている方向がこれに沿っているのかと疑問に感じながら聞いた。

分科会　地域循環型経済と一人ひとりが輝く地域づくり：岡田　知弘さん

「地域が活性化する」「豊かになる」とは、住民一人ひとりの生活が向上することである。しかしグローバル化と人口減少・高齢化、財政硬直化で従来の大型公共事業＋企業誘致型地域開発政策がうまくいかなくなっている。

・大型公共事業は地域経済への波及効果が少ない
・企業誘致に成功しても利益は本社に移転、地域内に循環せず

今までの考え方から転換し、地域の宝物を発見し、一人ひとりが大切にされる自治体施策で地域をつくることがこれからの自治体の在り方である。

○中小企業振興基本条例の１０年間と地域循環型経済の取り組み ― 稲葉　典昭さん(帯広市議会議員)
○震災から８年の地域経済は。そして中小企業・小規模企業振興基本条例実現の取組 ― 千葉　哲美さん（気仙沼本吉民主商工会　顧問）
○年金の地域経済に及ぼす影響と年金引き下げ違憲訴訟の報告 ― 岡村さん（全日本年金者組合静岡県本部島田支部）

自治体を一部の企業のものだけでなく、圧倒的多数の住民のものにしていかなくてはならない。そのための活動が私たち議員の仕事である。

****

初の自治体学校、正直に言えば色々なことが一気に頭に入り込んできてパンクしそうです。私は全体会、分科会とも岡田先生のお話を聞くことができました。市議会議員としてやるべきこと、考えることは山ほどありますが、常に「市民と共に」を基本とし努力していきたいと改めて考えられたお話だったと感じています。頑張ります。

「いのちの平等」実現のために国保に1兆円の公費負担増を

天 谷 静 雄（宇都宮市･全国保険医団体連合会理事）

安倍政権の６年間に削減された社会保障費は、自然増の抑え込みも含めて 3.9 兆円にのぼり、医療崩壊をもたらした小泉政権時代を上回っている。2018 年の国保都道府県化で「国保崩壊」も大問題になっている。高過ぎる保険料を払えない世帯は全体の２割近くあり、市町村の国保財政に対する国庫負担を半減させるなど、高過ぎる保険料を強いてきた国の責任が問われる。2018 年６月時点で栃木県での「短期保険者証」および「資格証明書」交付は合わせて 18508 世帯あり。窓口で医療費全額を支払わなければならない「資格証明書」交付率は 2.09％で、全国ワースト２位となった。国保について、国は今後数年間で一般会計からの繰り入れ中止を求めるとしており、保険料高騰や保険証取り上げ問題悪化が懸念される。これを抑えるためにも昨年、全国知事会が提言したように「１兆円の公費負担増」を国がまず行なうべきである。そうすれば協会けんぽ並みに保険料が引き下げられ、「いのちの平等」を守ることができる。我々は消費税＝社会保障財源論のうそを見抜き、増税は中止、不公平税制を正し、社会保障・医療を充実させてこそ経済も財政もよくなると主張して進もう。

霞ヶ浦導水差止裁判―漁業権侵害裁判の 10 年間

石 島 久 男（魚類研究家）

霞ヶ浦導水事業の目的

汽水湖の霞ヶ浦に水門を建設し淡水化したことで水質が悪化したため、利根川と那珂川を地下トンネルで結び湖水の水質浄化・渇水対策等を図る目的で 1984 年に開始された。事業費 1,900 億円、既に 8 割は消化されたが、進捗状況は約 4 割（2017 年度末現在）。

漁協の対応

国交省は、茨城県各漁協との取水に関する協議を 2007 年に一方的に打ち切り、工事着工を宣言。

茨城県の那珂川漁協は、河川流量の減少や取水に伴うサケ、アユなどの仔、稚魚の迷入による漁業への影響を懸念し、栃木県の那珂川沿線漁協に水産資源を守るために共闘を呼びかけ、08 年に茨城県(4 漁協)と栃木県(4 漁協)の 8 漁協で那珂川関係漁協協議会を立ち上げた。

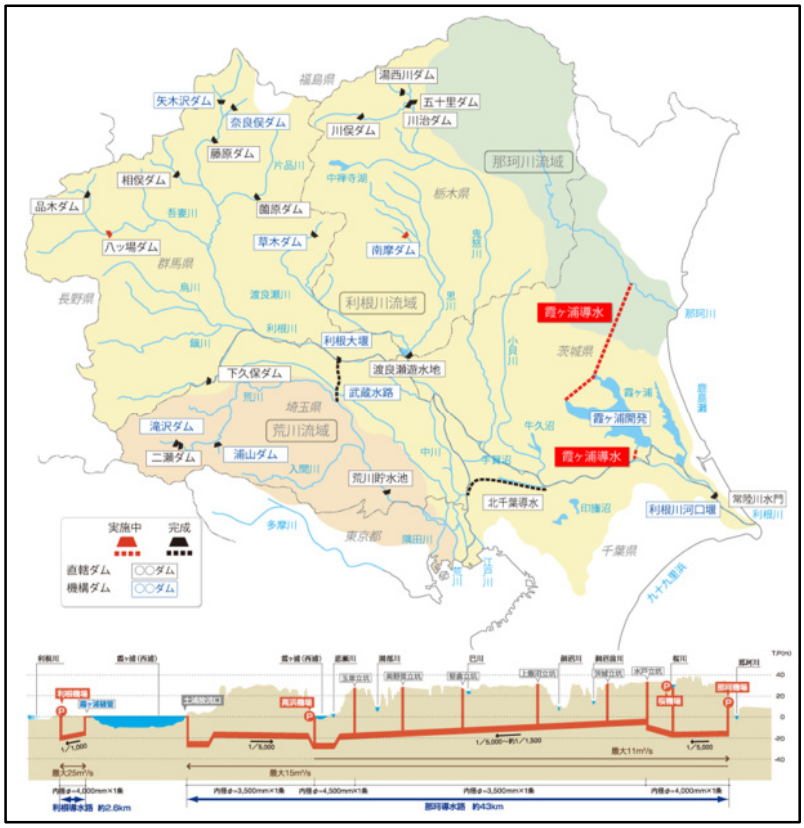

国交省は、環境影響評価法（97 年）成立が導水事業認定後を理由に事業の環境評価を行っていない。

漁協協議会は、学者、研究者からなる導水事業の魚類への影響評価委員会を組織した。同評価委は、那珂川からの取水が河川、沿岸域の魚類･河川沿岸生態系に大きな影響を及ぼすと答申した。

これを受け、漁協は導水事業は水域生態系の環境破壊になり、漁業権侵害に当たるとして 08 年工事の差止を求めて水戸地裁に提訴。

水戸地裁の判決

2015 年水戸地裁は、アユ、サケなどの侵害の数量的把握がなされてないこと、さらに受忍限度論により公共事業の公共性を優先させる国の主張を認め、漁業権侵害を退けた。漁協は、東京高裁に控訴した

控訴審での主張

魚類・・・国のアユ仔魚は 97%が 10,11 月の夜間に流下するが、その間取水停止するのでアユ資源への影響は無いとの主張に対し、弁護団は産卵アユの耳石解析(ふ化した日の特定)結果から、産卵するアユは 12 月以降産まれで、10,11 月産のアユはそれまでに漁獲されていていない。10、11 月のみの夜間取水停止では、12 月産まれの仔魚が迷入してしまうため翌年の産卵親魚が激減する。

霞ヶ浦の水理・水質・・・霞ヶ浦は浅深のため春先にカビ臭（2MIB など）を産出する藻類が繁殖する。この湖水が 5 月の渇水時に那珂川に送水されると遡上期のアユ、ウグイ、涸沼のシジミにカビ臭が付着し、商品価値の低下・風評被害が生じる。湖水の浄化は、湖の透明度に大きく左右され、那珂川からの導水によりCOD値を0.8mg/ℓ下げるのは不可能と立証。

和解

協議会は、18年4月27日に国と本格運用の開始までの間、組合との意見交換の場を設置し、アユ仔魚迷入防止のために10-1月までの夜間取水停止、アユ、サケ、シジミのモニタリング調査実施、漁業資源への影響防止方法と協議の仕組みを取り決めて和解調印した。

10 年の間に進む権利の侵害

霞ヶ浦、有明干拓、辺野古基地と漁民の権利の防波堤であった漁業権は、国がこれまでの解釈を 180 度転換した事によって悪政が推し進められ、その後、漁業法は大きく改悪された。

国は、これまで食料生産を担っていた漁村を投資と企業活動の場にしようとしているが、クロマグロの漁獲規制について沿岸漁民が立ち上がったように矛盾が吹き出している。

権利の侵害は国民生活のあらゆる方面に及んでおり、生活防衛の闘いが求められている。

介護福祉職員の処遇改善を目指して

佐々木　剛（特養ホームひまわり総合施設長、研究所副理事長）

介護福祉職員の給与は、厚生労働省の賃金統計資料では全産業平均賃金の約９万円～10 万円低く、特別養護老人ホーム等の経営状態は度重なる介護報酬の削減でとうとう全国の特別養護老人ホームの３割が赤い字状態で独自に職員給与の改善ができないぎりぎりの経営状態となっています。

また、県内の介護福祉士養成校でも入学者が極端に少なく県内の介護施設に送り出せない状態で介護養成校自体の経営が成り

立たない状態となっています。

こうした事態を引き起こしている大きな要因の一つが、介護が社会的に重要な役割を担う職業であるにも関わらず「３Ｋ職業」と嫌厭される理由の一つとなっているあまりに低く過ぎる給与状態があります。低所得高齢者や独り住まいの高齢者が急増し急速な高齢化が進行するなかで、特別養護老人ホームは養護老人ホームとともに高齢者にとって「措置的施設」であり最後のセイフティネットです。

そのため、私が会長を務めている栃木市特別養護老人ホーム養護老人ホーム連絡協議会は栃木市の６月定例議会に「介護福祉職員の給与を当面４万円引き上げることを国に求める」陳情書（ 別紙① ）を提出しました。

栃木市議会は民生常任員会での学習会や審議結果を経て６月２６日議会最終日に全会一でこの陳情書を可決し国に意見書（ 別

別紙① 陳情書

介護福祉職員処遇を当面 4 万円引き上げる助成制度の新設を求める意見書の提出を要請する陳情書

２０２５年介護福祉職員１００万人不足に備え、離職が相次ぐ介護職員の低賃金状態（全産業平均賃金差額９万円から１０万円）の改善に向け、当面４万円の介護福祉職員処遇改善を緊急に求める助成制度の新設を求めます。

（陳情の趣旨と理由）

今介護現場では各報道機関が特集するように介護離職が相次ぎ、介護施設では入居希望者（待機者）を迎える職員が確保できないため介護が成り立たない深刻な状態に陥っています。

その大きな要因は　介護福祉職員の低賃金（平均２３万３千円）がその大きな要因の一つで、「厚生労働省賃金構造基本調査」によれば介護福祉職員の平均賃金は「全産業平均賃金（３３万３千）」より「９万円から１０万円」低く、介護福祉士養成校入学希望者をはじめ介護職を希望する若者が極端に減ってきています。

さらに国は２０１５年介護報酬改正時に各種介護事業サービス平均で２・２７％と大幅に介護報酬を削減し特別養護老人ホームにおいては５・７％の大幅報酬削減で収支差額１・６％まで一気に下がり経営悪化に陥り全国の特別養護老人ホームの３割が経営赤字になり倒産する事」業所が急増するなど介護職員が働く介護事業そのものが成り立たない経営状態に陥っています。

こうした介護現場の窮状を踏まえ、一刻も早くまず介護福祉職員の低賃金状態を改善するため、国に当面４万円の介護福祉職員の給与を引き上げるための緊急の助成制度の新設を求めるものです。

なお、介護福祉職員処遇改善にあたり次の３点を踏まえ検討してください。

1　この助成制度は介護職員だけでなく介護現場で働く全職員を対象にしてください。

2　国が全世代型社会保障政策の一環で「勤続１０年」以上や「年収４４０万円」の報酬の職員を対象に８万円を支給するという「処遇改善案」が進められていますが、これは介護現場に分断をもたらすものです。

3　これらの措置の財源は低所得者ほど影響の大きい「１０月予定」の消費税によらず不要不急の国の経費を削減し捻出することを求めます。

２０１９年５月　　日

住所　栃木県栃木市都賀町原宿１４２４の１

氏名　栃木市特別養護老人ホーム養護老人ホーム連絡協議会

会長　　佐々木　剛

栃木市議会議長　　大阿久　岩人　様

紙②）を送付しました。これは全国では初めてのケースです。

意見書可決後、何人もの議員のメンバーから栃木市だけでなく全国的に意見書を国に挙げること、国会に要請し国会の場で審議してもらったらどうかという意見が続出しました。これらの議員の皆さんの思いを栃木市議会だけにとどめず国会に「この思い」を届けようと決意しました。そして、７月下旬から県選出の国会議員や国会での各党の国会議員への申し入れを行うとともに、栃木市長や栃木県知事を通じて全国市長会や全国知事会として国に要求するよう要請していきたいと考えています。また、県内各市町議会議長あてにも同様の意見書を提出するよう要請しています。

別紙② 栃木市議会の意見書

介護職員の処遇改善のための新たな助成制度等を設けることを求める意見書

現在、介護現場では介護職員の離職が後を絶たず、慢性的な人材不足に陥っており、利用者に大きな影響を与えるなど深刻な事態となっている。

この大きな要因のひとつは、介護職員の賃金があまりにも低いことにある。

介護職員の平均賃金は全産業平均と比べて月額で約１０万円も低く、この処遇改善は長年にわたり課題となっている。

国は平成２８年に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、「介護離職ゼロ」を大きな目標に掲げ、介護人材の処遇改善に取り組んだが低賃金状態は一向に改善されていない。

こうした現状を踏まえ、一刻も早く介護職員の低賃金状態を改善する必要がある。

よって、将来的には介護職員賃金を全産業平均に近づけることを目標とし、まずは、給与を当面４万円引き上げる助成制度の新設を求める。

なお、その際、介護を現場で支える関連する全ての職種に適用することとし、本年１０月に引き上げ予定である消費税の増税分を財源としないこと及び保険料・利用料の引上げに連動させることなく処遇改善につなげることを強く要請する。

また、あわせて介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たな介護福祉機器を導入した場合の国による補助制度を更に充実させることを強く求める。

令和元年６月２６日

栃木県栃木市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長　　様

過疎の進展と都市計画法

大 島 政 雄（研究所理事）

この度の参議院選挙の栃木選挙区では、地域を守ると連呼していた方が当選しましたが、地域を何からどのように守るのでしょうか。住民が住んでいての地域です。住民がいなくなったら、地域といっても意味がないのではと感じるところです。過疎化を進める要因はいくつもの原因が関連しているのでしょうが、ここでは都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日施行）についての意見感想を記します。この法律や関連する幾多の施策もありますが、それらに通じているわけではないので、見当違いもあるかもしれませんが、ご容赦を。

１　地域の現状

Ａ　栃木市立赤津小は、旧都賀地区の西部地域を校区としており、一部は中山間地域と言われる地帯と平坦な農村地帯を校区とする小学校です。現在の児童数は 121 名ですが、40 年前の３校統合当時は 403 名（以後７年間は 400 名超）の児童が在籍していました。40 年で 70%の減少を見ていますが、最も顕著な減少を示しているのは、スクールバスの利用者です。バス利用エリアには、約 100 世帯があり、統合当時は大型バスに大勢の児童が乗っていましたが、現在は、たった１名です。来年は２名になる予定ですが、今後増加の兆しはありません。単純に推測すると、このエリアでは数十年後には無人化する恐れがあります。同校区の別の自治会では、東北道の西側に 18 世帯がありますが、このエリアでは 20 歳以下の住民はいません。赤津小南側に隣接する自治会のエリアでは 26 世帯のうち幼児がいる世帯が２世帯、小学生のいる世帯が３世帯、中学生高校生のいる世帯が２世帯です。同一世帯のカウントがあるので、高校生以下の子どもがいるのは実数で４世帯です。

26 世帯の区域のうち７世帯の区域が都市計画法の市街化区域に指定されていますが、その他はすべて市街化調整区域です。

Ｂ　小山市立豊田北小は、小山市と栃木市の中間に位置する平坦な農村地帯を校区とする小学校です。現在の児童数は 120 名ですが、40 年前は 215 名でした。この学校は４５%の減少です。調整区域とはいえ栃木県有数の２つの市の中間に位置し生活・居住・通勤に不便はないと思われる地域でこのような事象となっているのは意外です

Ｃ　下野市立石橋北小は、宇都宮市に隣接する下野市の北部に位置する平坦な農村地帯を校区とする小学校です。現在の児童数は 228 名ですが、39 年前に新設校として開校した時は 318 名でした。この学校は 30%の減少です。こちらも調整区域とはいえ宇都宮市と小山市の中間に位置しＪＲ線もありＢ校地域と同様な地域性と思われますが、それでも明確な減少を示しています。

＊なお、全国の小学生の人数は 40 年前の 1979 年は、1226 万 7 千人で、2018 年の小学生の人数は、642 万８千人で 47.6%の減少となっています。（2019 年のデータは見つかりませんでした）

２　都市計画法下での住宅建設について

一般的には、市街化調整区域に住宅や建築物を作ることはできません。住宅を血縁者が建設する場合では可能ですが、都市計画法第２９条の開発行為による手続きが必要で、これが大変な難関となっています。開発許可申請は、土地、多くの場合は農地が関係しますが、微細な農地法違反があってもまずこれの是正措置を行わなばならず、この段階でその先の開発許可をあきらめてしまうケースもあります。この一連の是正措置や許可申請は個人ができるような手続きではなく、専門業者に依頼が必要で、その経費は５０万円から１００万円です。しかも業者との調整や測量などの手間も何回もかかり時間もかかることになります。したがって、このような難関を突破してまで、市街化調整区域に住宅を作り居住しようとする人はあまりいません。育った郷土に住もうとしても親元ではなく、近隣の市街化区域での分譲地を購入することになります。実家に親たちと同居であれば、住む事は出来ますが、このようなパターンは殆どなく、一時的に同居をしても数年で市街化区域の建売住宅を購入するケースがほとんどです。

既に、宅地として利用している住宅地であっても同一人がその土地に２軒目の住宅は建設できないのでこのようなことになります。せめて、現状が正式な宅地であれば、建て主が誰であれ、開発行為の許可なしで２軒目の住宅が建設できるとなれば少しは状況が変わるのではないでしょうか。

現在の若者の風潮では、結婚して自分の生家に親達と同居を望む人はごくまれで、その結果市街化区域に住まいを求めることになり、時を経ると市街化調整区域では、いずれ生家が無人になる事は目に見えています。そうなってから、生家に戻る人はいるでしょうか。都市計画法が施行されて５１年が経過しますが、このまま経過すると、市街化調整区域は、同法第７条第３項で「市街化を抑制すべき区域とする」とありますが、抑制するあまり、今後は過疎が急速に進み限界集落となり、いずれ無人化する恐れがあります。

現在でも農林業の衰退や住み分けの境界となる里山の消滅などが連鎖し、野生動物が住宅地に相次いで出没し、市民生活に恐怖を与え、また農業地域では獣害のひどさに作物の作付を放棄する地域も少なからず発生しています。

３　都市計画法の抜本見直しが必要

同法の目的は、50 年以上前の日本の高度成長期の開発ブームを前提とした立法です。同法には 5 年を目安に線引きを見直すことができるとありますが、同法を継続すると 50 年後 100 年後にはどのような国土・市街化が出来てくるかということを制定時に想定していたのでしょうか。巷では、この法律は宅建業界や開発関連業界のために存在していると話す人もいますが、線引きの見直しではなく、同法の根幹を見直す時期に来ているのではないでしょうか。

政府には、コンパクトシテ―の構想がありますが、これを推進するために都市計画法があるのでしょうか。

問題提起になれば幸いです。

2019年度第1回理事会開催

8月 22 日午後、宇都宮大学にて 2019 年度第１回理事会を開催しました。

前半の研究会では、第 32 次地方制度調査会中間報告と第 61 回自治体学校での基調講演の報告をもとに議論。小山市での AI や RPA、宇都宮市でのスマートシティモデル事業など「2040 構想」の先取り県内でも始まっている。公共施設等総合管理計画、小中学校の統廃合なども国からの指示で進んでいる。中央統制による自治体再編に対抗するには、ボトムアップ型の地域・自治体の構想づくりが必要、研究所も支援していく。

後半の議事では、

①第５次県政白書(仮称)の編集：第 4 次までの検証を踏まえて編集方針を検討することとし、「県政白書」という名称にこだわらない。当面、数名の編集委員会で県政白書の検証と編集方針を協議する。

②今年度の主要事業の企画：とちぎ地域・自治フォーラムは隔年開催とする方向で検討。とちぎ自治講座は議員理事からの要望を踏まえて検討。「児童虐待と自治体の役割」の提案あり。今後、欠席した議員からも要望を聞き、検討する。時期は 11 月初旬か。

③その他：議員、市町職員、研究者(特に若手)での会員拡大。消費税 10%引き上げに伴う措置は次年度から。全国研の経営体制立て直しのためのカンパが提起されている。

編集後記

29 日付けの下野新聞では、2018 年の県内人口社会動態で「転入増半減４市町に」と報道されていました。宇都宮市も 258 人の減です。５年間の地方創生戦略による人口減対策が効果を挙げていないことが浮き彫りとなりました。安倍内閣による中央統制型の自治体再編政策では地方の疲弊が強まるばかりです。「まちの将来は住民が決める」ボトムアップ型の構想に基づく地域づくりが求められています。

今号で第 200 号となった所報「とちぎの地域と自治」も栃木の自治のチカラを育んでいけるよう編集していきます。(Y)

「Society 5.0」の名のもとですすむ公共サービスの産業化

公共サービスの産業化と地方自治

「Society 5.0」戦略下の自治体・地域経済

岡田知弘著　定価（本体 1300 円＋税）

国・自治体の政策決定、公共サービスや公共施設の運営、公共機関がもつ国民・住民の個人情報まで、あらゆる公共領域が成長戦略に位置づけられ、さらなる市場化が強行されつつある。その政策によって、自治体政策や地域経済がどう変質するのか、対抗軸はどこにあるかを問う。

主な内容
第１章　国の意思決定の仕組みが変わった―「行政の私物化」の背景にあるもの―
第２章　日本経団連の「Society 5.0」成長戦略と「自治体戦略 2040 構想」
第３章　「地方統治構造」改革と「地方創生」
第４章　「公共サービスの産業化」政策と「自治体戦略 2040 構想」
第５章　「グローバル国家」型構造改革が日本の地域を破壊している
第６章　自治体・公共サービスを主権者のものに

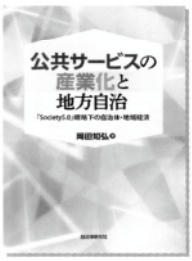

自治体研究社　当社の書籍は、ホームページからも購入できます　http://www.jichiken.jp/　E-mail　info@jichiken.jp